

選挙に関するQ&A 選挙人名簿の登録とは？

問．選挙人名簿に
登録されないとうなるの？

申請をすれば、選挙人名簿を
閲覧することができます。

答．選挙人名簿に登録
されていない人は
投票できません。



困ったな！

選挙人名簿は市区町村ごとに作られます。
会津若松市に住所を持つ満18歳以上の人で、
転入届出から3ヶ月以上住民票がある人が登録
されます。

実際の選挙人名簿の原本は
デジタルデータ。



住民票の情報を基に...

選挙管理委員会が登録作業を行います。
満18歳以上で、会津若松市に3ヶ月以上
住民票がある方が登録の対象です。

できあがった選挙人名簿の抄本
(コピー)は、一定の目的をもって
閲覧することができます。
選挙人名簿には選挙権がある方
の氏名・住所・生年月日等が記
載されています。

選挙人名簿の登録要件まとめ

登録基準日

定時登録の場合……3月1日・6月1日・9月1日・12月1日

選挙時登録の場合…投票日の公示・告示日の前日

1. 登録基準日の時点で満18歳以上であること。

満18歳とみなされるのは、18歳の誕生日の前日です。

例えば、平成13年(2001年)9月2日生まれの方は、令和元年(2019年)9月1日から満18歳とみなされます。

ただし、選挙時登録の場合の年齢要件(18歳以上)は、選挙の投票日が基準となります。

2. 登録基準日の時点で、3ヶ月以上会津若松市に住民票があること。

転入届の提出日から数えて、登録基準日の時点で3ヶ月以上、会津若松市に住民票があることが条件になります。

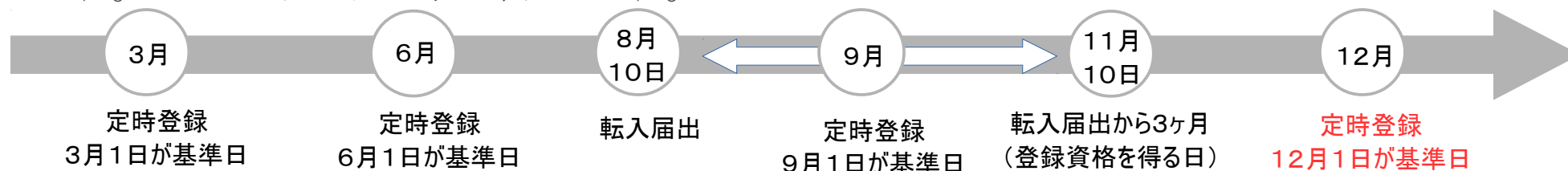
3. 実際に会津若松市に居住していること。

会津若松市に住民票がある方でも、実際には市外の市区町村に居住している方は、いずれの選挙人名簿にも登録されません。例えば、進学・就職等で、会津若松市以外の市区町村に居住している方は選挙人名簿には登録されません。ただし、会津若松市から転出異動した方について、登録基準日において転出後4ヶ月を経過していない場合は、基準日で一旦登録されます。

以上の要件すべてを満たす必要があります。

◎ 選挙人名簿の定時登録とは

選挙人名簿の登録は、毎年3月・6月・9月・12月の年4回定期的に行われます。これを定時登録と言います。



定時登録は、その月の1日を基準日として登録が行われます。
1日の時点で、満18歳以上で会津若松市に3ヶ月以上住民票がある人が登録されます。

例えば・・・

8月10日に転入届出をした人は、11月10日に3ヶ月以上の条件を満たすので、12月の定時登録時に選挙人名簿に登録されます。

◎ 選挙人名簿の選挙時登録とは

選挙のつど選挙の期日の公示・告示日の前日を基準日として登録する、選挙時登録があります。

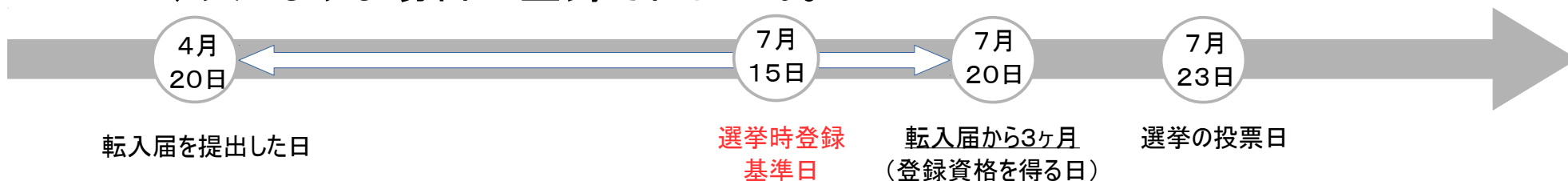


選挙時登録は、選挙の投票日の公示・告示の前日を基準日として行われます。
選挙の投票日の公示・告示日は、選挙によって異なります。

例えば・・・

8月10日に転入届出をした人は、11月20日の選挙時登録の時点で3ヶ月以上経過しているため、12月の定時登録を待たずに、選挙時登録されます。

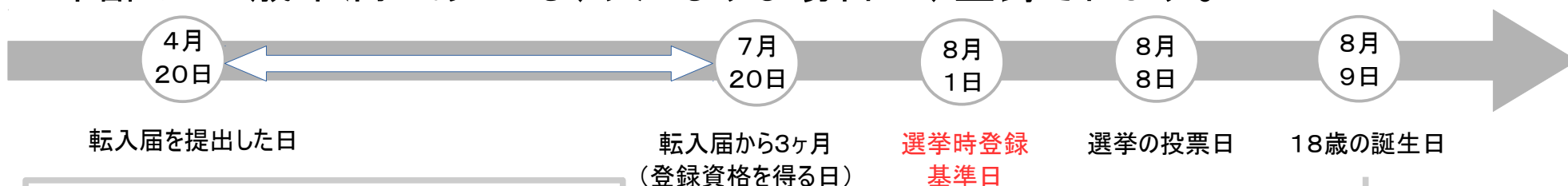
ただし、次のような場合は登録されません。



選挙の投票日までには登録資格を得る人でも、選挙時登録の基準日の時点で登録資格を持っていない人は、選挙人名簿に登録されません。

【注意】
選挙時登録は、選挙期日(投票日)の公示・告示の前日に行われます。その時点で3ヶ月以上住民票がない人は登録されません。

年齢が18歳未満であっても、次のような場合は、登録されます。



選挙時登録の基準日の時点では18歳未満の人でも、その時点で3ヶ月以上住民票があって、投票日の時点で満18歳以上となる人は、選挙人名簿に登録されます。

満18歳以上とみなされるのは、誕生日の前日からですので、この場合8月9日が18歳の誕生日の人は、その前日の8月8日に行われる選挙から投票することができます。
(※18歳に達するまでは期日前投票ができません。不在者投票で投票します)

引っ越しをしたら、必ず住民票も異動しましょう

進学・就職などにより会津若松市から引っ越しされる場合には、忘れずに住民票を異動しましょう。

実際に居住されている現住所と、住民票に記載された住所が異なる場合、選挙人名簿に登録されず、いずれの選挙においても投票できません。

また、既に選挙人名簿に登録されていても、実際に居住されている現住所と、住民票に記載された住所が異なることが確認できた場合、投票できないことがあります。